

『潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区』（検討案）の概要について

1. 景観形成方針



『潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区』



※概ねの位置を示したものです。

四谷駅周辺地区は、鉄道や幹線道路が交差する交通の要所であり、しんみち通りや三栄通りなど個性的な通りによる賑わいある景観が形成されています。また、隣接する外濠や外堀通りの街路樹の豊かなみどりが潤いのある景観を形成しています。さらに、迎賓館や四谷見附橋などによる歴史的なおもむきある景観が地区周辺に広がっています。

本地区には、平成16年に「四谷駅前まちづくり協議会」、そして、平成21年には「四谷一丁目北地区協議会」が発足し、まちづくりの推進に向けた積極的な活動が行われ、その活動の成果は平成24年「四谷駅前地区まちづくり誘導方針」、平成25年「四谷駅周辺地区地区計画」の策定へと繋がりました。

これまでのまちづくりの成果である四谷駅前周辺の目指すまちの将来像を踏まえ、大規模な公有地を中心に業務・商業機能の強化と文化・交流機能の導入により、駅前の新たな賑わいの交流拠点の形成が図られます。また、しんみち通りでは賑わいの連続性を増進し、魅力ある街並み形成を図るとともに、快適な歩行者空間の拡充が図られます。

こうしたまちなみの変化を踏まえて、賑わいを創出し継承するとともに、自然的・歴史的なおもむきを保全するため、以下の方針に基づき景観の形成を推進します。

景観形成方針① にぎわい拠点にふさわしい駅前景観の形成

迎賓館や四谷見附橋、外濠などの歴史的資源との調和を図り、ターミナル駅である四ツ谷駅前や新宿通りの玄関口として、訪れる・住む・働く人の多様な活動が映える賑わいの拠点の顔にふさわしい、東京を代表する魅力的な駅前景観の形成を推進します。



景観形成方針② 豊かなみどりの保全と創出

駅周辺のおもむきのある豊かなみどりを保全していきます。潤いあふれるまとまったみどりの創出、小さくても質の高い緑化を促し、みどりの拡充を図ります。



景観形成方針③ まちの魅力を相互に結び付ける歩行空間の整備

四ツ谷駅前の賑わいと通りごとに個性のあるまちなみを創出し、新しい交流の場、緑陰のある街路樹や道路沿いの緑化、たたずむことができる空間、地域に継承される景観資源を相互に結びつけ、安全で快適な歩きたくなる空間の整備を推進します。



2. 景観形成基準

景観形成方針①に関する景観形成基準 【抜粋】

- 【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡
- 外壁の色彩や素材は、賑わいの中にも風格があるものとし、まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
 - 通りごとに個性のあるまちなみ、街を訪れる人を受け止めるゆとりとにぎわいのある駅前景観を創出する。
 - 周囲の景観やまちなみのスケールに調和するように壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。
- 【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡
- 区を代表する眺めが得られる場所では、形態意匠、色彩、配置は、その眺めを妨げないよう配慮する。



○四谷駅周辺地区将来のイメージ図（三栄通り付近）



○個性あるまちなみの将来のイメージ図

景観形成方針②に関する景観形成基準 【抜粋】

- 【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡
- 通りなどから見えやすい位置に、建物の一部やわずかな隙間を利用する等、できる限り緑化を行う。
- 【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡
- 高さのある樹木、季節を感じさせる樹木を植える、屋上や壁面にも緑化を行うなど、みどり豊かな周辺景観との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。
 - 周辺の主要な眺望点（公園、橋、遊歩道、駅前、鉄道の車窓等）からの見え方に配慮し、周辺の建築物のスカイラインとの調和を図るとともに、おもむきあるみどりの眺望の保全と創出を図る。



○外堀通り将来のイメージ図



○四谷駅前地区将来のイメージ図

景観形成方針③に関する景観形成基準 【抜粋】

- 【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡
- 道路沿いの低層部は、通りから賑わいを感じさせる開放的な意匠とするなど、歩きたくなる空間、滞留空間の創出を図る。
 - 広場や歩道状の空地や壁面後退部分などは、可能な限り段差を設けず、歩きやすく周辺のまちなみと調和した舗装材で一体的な空地を形成する。



○三栄通り将来のイメージ図 ○しんみち通り将来のイメージ図

※「工作物の新設等」、「開発行為」についても、景観形成方針①～③の趣旨を踏まえた景観形成基準とする。